

法令監査業務手順書

1. 法令監査の目的

- (1) ●●社法令監査業務手順書（以下「本手順書」という。）は、●●社（以下「当社」という。）法令遵守規則（以下「CP」という。）第●条に基づき実施される法令監査部門の業務の適正かつ円滑な遂行を目的として定めるものである。
- (2) 法令監査部門の業務は、当社の輸出入関連業務が、関税法その他関係法令及びCPほか各業務手順書（以下「関係法令及びCP等」という。）に基づき適正に履行されているかどうかを中立・公正な視点から確認し、継続的な業務品質向上を図ることを目的に実施するものとする。

2. 法令監査部門の業務の内容

- (1) 法令監査部門の業務は下記に定めるものとする。

① 通常監査業務

CP第●条に基づき実施される定期的な監査であり、CP、業務手順書等に則った業務の遂行状況の確認を行うもの。

② 特別監査業務

CP第●条に基づき、事故等の発生の報告を受けた総括管理部門の要請に基づき不定期に実施される監査であり、主に事故等の現状把握・原因分析等を目的に実施されるもの。

③ 監査支援業務

CP第●条に基づき、各部門からの要請を受けて、各部門が主体となって実施する自己監査の支援を行うもの。

④ 法令審査業務

CP第●条に基づき、各部門からの要請を受けて、個別の輸出入関連業務が関係法令及びCP等に適合しているかどうかの審査を行うもの。なお、法令監査部門が法令審査業務を行うことが困難である場合には、総括管理部門等に法令審査業務を遂行させることを妨げない。

- (2) 法令監査部門の業務のうち、通常監査業務及び特別監査業務（以下、「監査業務」という。）を遂行するにあたっては、下記3から7に定める事項を遵守するものとする。

3. 監査業務の実施主体

- (1) 本手順書に定める監査業務の実施主体は、法令監査部門とする。
- (2) 法令監査部門にあつては、監査業務の独立性を担保するため、総括管理部門及び各事業部門の行う輸出入関連業務を兼務してはならない。ただし、監査業務の実施効率を高めるため、監査業務実施の際には総括管理部門等（被監査部門以外）の担当者を

監査補助者として任命することを妨げない。

4. 監査業務の対象範囲

- (1) 法令監査部門が実施する監査業務の対象範囲は、CP第●条に規定される当社の輸出入関連業務に携わるすべての部署とする。
- (2) 上記3.(2)に基づき総括管理部門等が他部門に対する監査業務を実施する場合、法令監査部門は、総括管理部門等が実施した他部門への監査業務の遂行状況を客観的に確認し、全社的に適正な業務が遂行されているかどうかの確認も合わせて行うものとする。

5. 監査業務の確認項目

- (1) 法令監査部門は、監査業務を遂行に先立ち、監査の際に確認すべき項目をあらかじめ定めるものとする。
- (2) 通常監査の確認項目については、認定時と同水準の業務品質が維持されていることを確認することを目的とし、CP、各業務手順書、「法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート」等を参考に定めるものとする。
- (3) 特別監査の確認項目については、総括管理部門から報告を受けた事故内容の現状把握及び原因究明を目的とし、CP、各業務手順書等を参考にしながら、既存の業務手順自体の問題点についても確認できるような項目を随時検討するものとする。
- (4) 監査業務遂行後、法令監査部門にあっては、当該監査結果をもとに、次回の監査業務の効果的な遂行を目的として、監査の確認項目の見直しを行うものとする。

6. 監査の実施頻度及び実施時期

- (1) 法令監査部門は、CP第●条に規定される当社の輸出入関連業務に携わるすべての部署に対して、定期的かつ必要な頻度の監査を実施するものとする。
- (2) 通常監査にあっては、最高責任者の承認の下、あらかじめ定める「監査計画」に基づき、CP第●条に規定される当社の輸出入関連業務に携わるすべての部署に対して年に1回以上の頻度で監査を実施するものとする。
- (3) 特別監査にあっては、あらかじめ実施時期を定めることなく、総括管理部門からの要請に基づき、随時かつ即時に実施するものとする。

7. 監査結果の報告と改善措置

- (1) 法令監査部門は、監査業務遂行後、あらかじめ定める「監査報告書」に基づき、当該監査結果を最高責任者に報告するものとする。あわせて、被監査部門の責任者及び総括管理部門に対しても、当該監査結果を通知するものとする。
- (2) 監査結果において改善すべき事項があった場合は、法令監査部門は被監査部門の責

任者に対して業務の改善措置の勧告を行うものとする。なお、勧告を行う際には、措置すべき期限を定めた上で行うものとする。

- (3) 改善措置の勧告を受けた被監査部門は、総括管理部門と共同の上、措置すべき期限までに改善のための方策を実施し、その結果について法令監査部門へ報告するものとする。
- (4) 法令監査部門責任者は、被監査部門から改善結果の報告を受けた後、改善内容を確認の上、その結果について最高責任者へ報告するとともに総括管理部門責任者へ通知する。
- (5) 上記(1)から(4)が完了した際には、総括管理部門は、一連の「監査報告書」を、認定を行った税関の認定担当部門に提出し、その確認を受けるものとする。なお、監査実施から改善完了まで時間を要する場合には、あらかじめ認定を行った税関の認定担当部門に対してその旨を報告し、指示を受けるものとする。

8. 改訂

法令監査部門は、本手順書をCPに掲げる基本方針の実現に最も効果的であるように、これを随時見直し、改訂する。

※ この法令監査業務手順書は参考例ですので、全ての事業者に当てはまるものではありません。

また、必要な事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。

具体的な内容につきましては各税関のAEO担当部門までお問合せください。